

# 平成29年度 社会福祉法人緑新会の運営方針等

## I 背景として・・・

近年社会保障制度の見直しや、介護保険制度、子ども子育て支援制度などの見直しが行われてきましたが、現在の社会においては公的な支援だけでは解決出来ない部分が益々進んでいる状況となっています。社会的孤立や生活困窮、そして家族や職場、地域といったつながりの形が変化する中において、今後の課題自体が不透明な現状があり、そうした現状において社会福祉法人には新たな取り組みが求められています。

社会福祉法人は公益性と非営利性を強く求められる組織として位置付けられているところにあります。本年は社会福祉法が改正されより明確に社会福祉法人の役割が強化されるものと思われま。緑新会では、理念に位置付けられている「地域における、地域のための、地域に開かれた生活必需施設」を認識し、社会福祉法人緑新会は、何ができるかということ、地域を見つめながら再度考えていきたいと思ひます。

### 〔基本方針〕

- (1) 緑新会定款においては、「多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う」と、示されています。これから益々進む少子高齢化時代に対応できるよう多用な福祉サービスを、創意工夫して提供できるように組織全体で取り組んでいきます。
- (2) 「安定した運営の実現と安心できるより良いサービスの提供の実現」を目指すために法人の体制を整え、計画的な運営が実現できることが必要不可欠です。多様な視点からの検証を行い、(PDCA)の取り組みを実践しながら、計画的に進めていきたいと考えています。また、対人支援に対する基本的な考え方は維持しつつ、状況によっては職員個々が臨機応変な対応をとるべく、理解することが大切であり、「誰のために・・・何のために・・・」を、実践するためには「変わらない信念・・・変われる勇気」の取り組みが重要であると思われま。

## II 計画の内容について・・・

全国社会福祉法人経営者協議会における取り組み課題として示された、アクションプラン2020において示されている14の長期ビジョンに基づき、社会福祉法人緑新会においても5項目を重点課題と位置付け、運営に努めていきます。

## 1 人権の尊重

- ・利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスを提供します。

### 一 経営理念等の明確化

- ・法人の経営理念として、利用者の人権を尊重し、個人の尊厳を守る姿勢を明文化するとともに、積極的な発信を行っていきます
- ・福祉の理念と根本的に相容れない虐待、身体拘束等を決して容認しません

### 二 職員に対する倫理教育の充実

- ・利用者の人権を尊重し、個人の尊厳を守ることの重要性について、職員が認識を深めるよう「倫理綱領」の策定、人権教育等の具体的な取り組みを実施していきます

### 三 インフォームドチョイスの重視

- ・契約制度によるサービスをはじめとして、利用者への十分な説明を行い、十分な理解が得られた上でのサービス提供を行います

### 四 ご利用者の自己決定と選択の尊重

- ・利用者やその家族等への説明にあたり、個々の特性に配慮した説明方法を用いて選択肢を提示するなど自己決定を尊重する取り組みを行います

### 五 苦情解決・相談体制の整備

- ・利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意をもって的確に対応するために、受付担当者の設置や第三者委員の選任など、是正・改善の仕組みを確立して対応を行います

### 六 虐待を発生させない体制づくり

- ・虐待チェックリスト等の活用により、職員が自己の支援について振りかえる機会を設け、虐待の早期発見、早期対応を行います
- ・利用者の権利擁護や権利侵害について、職員が具体例を利用者に示す機会を設けるなど、利用者自身から自らの権利について理解する取り組みを行います

### 七 個人情報保護体制の整備

- ・利用者のプライバシー、個人情報保護に対する姿勢を明確にするとともに、個人情報保護方針に対する考え方を周知し、実効的に運用を行っていきます

### 八 成年後見制度等の活用

- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用により、利用財産の適切な管理に努めてまいります

## 2 サービスの質の向上

- ・常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供します。サービスの質の向上に向けた体制を構築します。

- 一 サービス提供方針の明確化
  - ・サービス提供方針等を明文化し、職員に浸透、共有する取り組みの実践に努めます
- 二 業務手順・マニュアルの策定
  - ・サービス提供についてのマニュアル(手順書)の見直しを行い、全職員に周知するとともに、その定期的な見直しを行います
- 三 職員の教育・研修の充実
  - ・法人内研修形態(仮称)「この人に聞け」を積極的及び有効的に活用し、ケアに通じるすべてのものに対するマニュアルの新たな整備を行います
  - ・年齢別及び年功別における課題等に対して、再検証を行いながら資質向上のための研修体制の構築を行います
  - ・法人職員の連携を密にするための取り組みを行うと同時に、職員自らも連携をするための自己研鑽に努め、よりよき職場環境の整備に積極的な行動に努めます
- 四 職員及びご利用者、そのご家族の参加による改善の取り組みと確認
  - ・職員参加のもと、サービス改善の取り組みを行います
  - ・利用者やその家族等の声が、サービスの改善に活かされる仕組みづくりを行います
  - ・利用者やその家族等の満足度を把握するための仕組みづくりを行います
- 五 サービスの自己点検と改善
  - ・提供するサービスについて、継続的に自己点検(自己評価)を行います
  - ・見直しや改善に定期的に取り組むとともに、取り組んだ改善効果についても検証を行います

### 3 地域との関係の継続

- ・利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人・地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援します。
- 一 地域での生活を重視したサービス方針の確立
  - ・在宅サービス、施設サービスのそれぞれにおいて、利用者の地域での生活の継続を重視したサービス提供方針を明文化し、利用者一人ひとりのサービス提供に反映するように努めます
- 二 在宅での生活を支えるサービス提供
  - ・できる限り在宅での生活を継続できるよう、多方面からの支援を行います
- 三 家族や介護者等に対する支援
  - ・家族や介護者が社会的に孤立しないよう支援を行います
  - ・家族や介護者の負担感を軽減できるような支援を行います
  - ・家族や介護者に対して、利用者の障害特性や認知症などに対する理解を促す機会を設け、利用者と家族(介護者)との関係の維持促進の支援を行います
  - ・施設で開催する行事へ利用者の家族のみならず、知人・友人の参加を呼びかけるなど、交流の維持促進の場を設けるような支援を行います

#### 四 施設機能の活用

- ・ 法人が有する施設、設備、職員を活用して、地域住民と利用者の交流や地域に対するサービスを意図した取り組みを行います

#### 五 ボランティアの育成と活動支援

- ・ ボランティアの受け入れにあたっては、単に職員業務の補助・補完ではなく、利用者との直接的な交流を図る視点で、育成、活動支援を行います

#### 六 地域の社会資源の活用

- ・ 既存の社会資源について、利用者の個別的状況に配慮しつつ、活用できるよう支援を行います
- ・ 地域社会で行われるさまざまな行事や活動について、利用者の個別的状況に配慮しつつ、参加できるような支援を行います

### 4 生活環境・利用環境の向上

- ・ 良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・利用環境を整備します。

#### 一 生活空間のユニット化

- ・ 可能な限り家庭的な環境を実現するための手段として、「居宅に近い環境」と「過程での生活に近い日常」が実現されるような工夫を行います
- ・ 居室が利用者にとって過ごしやすい環境となるよう配慮し、「その人らしい空間づくり」に取り組みます

#### 二 快適な生活環境の実現

- ・ 一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供するために、生活環境のさまざまな点について検討を行い、よりよい環境の実現に取り組みます

#### 三 設備・備品の維持管理

- ・ 各種の防災設備について定期的な点検を行いながら、その機能の維持管理に努めます
- ・ 利用者の安全に影響する設備・備品について、より安全性の高いものに更新するとともに、定期的な安全点検等の体制の整備に努めます

#### 四 災害対策計画等に基づく実効性のある訓練の実施

- ・ 立地環境に応じ、非常災害に対する個別の具体的計画を整備し、それに基づく訓練の実施を行います

#### 五 災害時の事業継続計画の整備

- ・ 飲料水、食料をはじめとする生活物資の備蓄を行います
- ・ 災害時にもサービス提供を継続するための体制に努めます

#### 六 衛生的な環境の整備

- ・建物内の温・湿度管理を徹底し、清潔な状態の維持に努めます
- ・風呂及びトイレにおいて、こまめに清掃を行い、防臭・防カビ等衛生的な環境が保たれるように努めます
- ・生活上の臭いや排泄物等の処理について適切に対応し、施設内の防臭に努めます

## 七 感染症対策の強化

- ・感染症の予防、拡大防止のためのマニュアルを整備するとともに、マニュアルが励行されるような職員教育を推進します
- ・感染症の予防、拡大防止のために必要な消毒薬品や機器の整備を行います
- ・感染症の予防、拡大防止のためのマニュアルに基づき、予防対策を行います

## 八 必要に応じた着替えの実施

- ・汗をかいたり汚れたりした場合など、日中・夜間を問わず必要に応じて着替えを行います
- ・時間帯や場所、活動内容等に応じた衣類交換を行います
- ・季節や気温に適した衣服の着用を推進します
- ・衣服の状態や保有状況に応じて、適宜入替や購入を行います
- ・購入を行う場合には利用者本人の意思や好みに沿って行います

## 九 食事形態やアレルギーへの個別対応

- ・利用者の咀嚼、嚥下能力に応じた食事形態で提供します
- ・栄養管理やアレルギー対応が必要な利用者に対して、別メニューへの変更等の対応を行います

す

## 十 ご利用者が楽しみを感じられる日々の活動の提供

- ・利用者が四季を体感できるような取り組みを行います
  - ※1 季節を感じる行事（花見など）、地域性を感じられる行事
  - ※2 季節を感じる食事や行事に応じた食事、地域性を感じられる食事など
- ・利用者の状態に応じて必要な生活能力を獲得する機会を提供したり、生活に潤いや刺激を与えたりする機会を提供できるように努めます
  - ※1 電車・バスに乗って買い物体験、縁日で買い物、カラオケ、映画館、祭りへの参加

## 5 地域における公益的な取組の推進

- ・地域における様々な福祉課題、生活課題に主体的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、既存の制度では対応できない公益的な取り組みを推進します。また、地域福祉計画にも積極的に参画し、地域包括ケアの確立に取り組みます。

### 一 実施している事業の確認

- ・現に行っている事業を社会福祉事業及び公益事業、地域における公益的取り組み等に整理し、今後地域の援助ニーズと連携できるように努めます

### 二 低所得者への配慮

- ・介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業等、低所得者に配慮した取り組みの実践を行います

### 三 困難事例への取り組み

- ・入所施設における課題の多い家族のいる利用者の受け入れ等、経営する社会福祉事業において、困難事例に積極的に取り組んでいきます

### 四 多様な社会福祉援助ニーズの把握

- ・生活圏域における他法人との連携などの取り組み等も視野に入れて、地域の多様な援助ニーズを把握するような体制整備に努めていきます
- ・地域の「福祉の総合相談窓口」として、多用な相談に応じる機能や、自組織では対応困難なケースを適切な機関につなぐ機能も活かすように努めます

### 五 多様な主体との連携・協力

- ・他の社会福祉法人や社会福祉協議会及び保健・医療機関等さまざまな団体と連携・協働し、地域住民の生活の質の向上に向けた取り組みを行います

### 六 地域を包括する公益的な取り組みの推進

- ・経営する社会福祉事業の周辺領域の対価性の少ない事業に対しても取り組みを行います
- ・必要であれば、法人独自での社会福祉援助ニーズに対しても公益的な取り組みを行います
- ・他の社会福祉法人等と連携して、地域を支える公益的な取り組みを行います

### 七 地域を活性化する取り組み

- ・合同研修や共同行事の開催を企画するなど、地域の活性化を意図した取り組みを行います

### 八 地域全体のサービスの充実に向けた取り組み

- ・近隣の他法人ではできないサービスを補完する役割や、周囲と共同することで解決できるスケールメリットの構築についても検討し、実践に努めます

### 九 福祉に対する理解の促進

- ・地域住民を対象とする講演会・研修会の実施等を通じて、地域住民の福祉に対する理解を促進し、地域の福祉文化の醸成の取り組みに努めます

### 十 地域の安全・安心への取り組み

- ・地域の各種福祉計画の策定への参画や行政、地域連携・協力のネットワークへの参加協力を行います
- ・災害支援、行政との適切な連携のもと、災害時における積極的な支援活動への参画を行います
- ・災害時の取り組みとして、福祉避難所の取り組みへの備え等、地域住民の安全・安心な生活の確保に努めます

## 事務総務課

基本方針 「「笑顔いきいき心豊かに」の基本理念を今一度考える」

誰の為、何のための笑顔なのか? ご利用者様・御家族様・職員・職員の家族・地域の方々の笑顔の為・・・私たち事務総務課は何ができるのか?を考え行動します。

事業方針 「月次報告書を活用し、職場環境の改善を行う」

利用できる助成金を活用し、月々の収支状況を把握し、まずは安定経営を行います。

そして、今、何が必要なのか?何ができるのか?を分析して、今出来ることから行っています。

事業内容

1. 事務総務課内の役割分担を明確に

①「人事・経理・一般事務」それぞれの中で役割分担を明確にしながらも、課内では誰でもわかるような仕事を行います。そのために申し送りノートを活用していきます。

2. 職場環境改善に取り組みます

①前年度に続き、「つぶやきノート」「感動カード」を活用し、新たに「改善カード」を作り、すぐ出来る改善に取り組んでいきます。

②チームケア・チーム組織作りの強化

・「動き出しは当事者から」を通じて職員一人ひとりが改善意識を持ち、主体的にかつ積極的に仕事に対するこだわりを持てるよう取り組みます。

いつも①「笑顔で」②互いにアイコンタクトをとって③挨拶を交わしあう

ここから「笑顔いきいき心豊かに」の理念に通じていくよう努めていきます。

## 特別養護老人ホーム新和苑

### 生活相談員

基本方針 「人として個人として、尊厳や権利が保障される支援・サービス提供」

人権やプライバシーが守られてこそ、安心・安全が得られます。また、個々の尊厳や権利が約束されることで信頼関係が構築され、人としての結びつきが深まり、様々な相談支援・サービス提供へと発展していくと考えます。常に笑顔と相手の立場に立った対応に努め、入居相談のみならず、ご利用者様をはじめご家族、地域の方々の様々な相談やニーズに対し、的確かつ丁寧な対応で安心感と信頼関係を構築できるよう最善を尽くします。

事業方針 「ご利用者様・ご家族の満足度の向上」と「地域交流・地域貢献」

ご利用される全ての方々が満足していただけるよう、ニーズの把握と創意工夫により、柔軟な

対応に努めるとともに、根拠ある対応・説明責任を全うします。

## 事業内容

### 1、相談支援、各種申請・手続き代行

- ①入所・入居相談のみならず、様々な相談・ニーズに対して、創意工夫し速やかに対応します。
- ②ご利用者様はもとより、その家族や地域の皆様からの相談に対しても真摯に対応いたします。
- ③要介護認定の更新手続きをはじめ、種々の申請について、本人・ご家族の同意を得て手続きの代行をいたします。
- ④苦情の受付から相談・要望等まで幅広く対応し、苦情解決に努めます。

### 2、会議、委員会等の準備・開催・運営

- ①入所・入居判定会議を定期(月1回)及び、随時(必要に応じ)開催し、次期入所・入居者の選定や順位付けを行います。
- ②第三者委員会を四半期毎に開催し、サービス内容の見直し・確認を行い、サービスの質の向上に努めます。
- ③運営推進会議(2ヶ月毎)の準備・参加により、頂いた意見等を参考に今後の施設ケアへ繋げます。
- ④各種委員会へ参加し積極的な提案を行い、委員会活動の充実を図ります。

### 3、介護サービス費算定に関する届出、加算算定の確認

- ①体制届出等の介護サービス費算定に関する、各種事項について把握し、変更等が生じた場合は、速やかに届出を行います。
- ②各種加算については、その算定根拠を明確に記録しておきます。
- ③介護保険法はもとより、関係各法令を把握・確認し、法令を遵守します。

### 4、地域交流・地域貢献活動の実施

- ①地域の様々な行事等へご利用者様と共に参加していきます。
- ②認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症ケアの啓発・認知症に対する理解が深まるよう努めます。
- ③老人会等で介護サービスの利用方法や、施設の紹介等を行い介護が必要となった際に、スムーズな介護サービスの利用ができるよう努めます。
- ④介護サービスのみならず、地域からの様々なニーズに対して、臨機応変に最大限の努力をします。

### 5、職員研修の充実・支援、ボランティア・実習生の積極的な受け入れ

- ①研修計画立案・実施し人材育成のために役立てます。
- ②施設内研修がより充実したものになるよう、実施・支援します。
- ③介護支援ボランティアや実習生を受け入れ、介護の担い手の育成に努めるとともに実習生等への助言・指導等を通して、自己研鑽に繋がります。
- ④外部との交流を通じて、より開かれた施設づくりに努めます。

## 6、その他

- ①職員間・職種間の連・が図れるよう、調整指導を行います。
- ②各種マニュアルの確認・見直しを行い、非常時等に備えます。
- ③保険者はもとより、地域包括支援センターや各居宅支援事業者、認知症地域支援推進員、社会福祉協議会等と連携協力し、権利擁護や高齢者福祉の進展に寄与します。

## 介護計画課(ケアマネジメント)

### (従来型・地域密着型)

**基本方針** 「納得から始まる入居生活と満足頂けるサービス提供」

入居に至るまでの様々な経緯や複雑な心境を受け止めながら面談を繰り返し、入居される本人自身が人生の歩みの選択肢として受け入れる事で、在宅生活の延長上に施設が存在する認識を高めていきます。

**事業方針** 「個人の価値観で異なる普通の暮らしの実現」

自宅から施設へ場所は変わっても、今までの暮らしが損なわれる事がないよう継続に繋がる支援を行い、一人ひとりが自分らしく豊かな感情表現と、後悔のない人生の歩みであるよう私達は常に考え行動していきます。

### 事業内容

#### 1 意思を受け止める（面談／要望・課題の分析）

- ① 自然な暮らしの中で、本人との面談を繰り返し、何気ない発言から伝えられる真意を学びます。
- ② キーパーソンや主介護者である家族との面談を並行して行い、家族としての思いや願いを共有しながら、質の高まるケアへ展開していきます。

#### 2 共に話し合い実現へ向けての準備（サービス担当者会議）

- ① 本人や家族から得られた情報と意向を踏まえ、その実現へ向けた検討を行います。
- ② 検討の際は、関係職種による総合的な意見交換の場とし、共通の方向性を定めていきます。

#### 3 望む暮らしの支援（施設サービス計画書の作成と位置付け）

- ① 要望や課題に対し、誰がどのように関わっていくか明らかにし、本人や家族の同意の上でサービス提供を開始していきます。
- ② 施設サービス計画書の説明・同意は、本人自身の意識を高める機会でもあり、誰もが聞いて解る表現で伝えていきます。

#### 4 暮らしの確認と次へ向けたアプローチ（支援経過確認・評価）

- ① 実際に提供されたケアが要望や課題を満たしているか、ケア内容の変更や調整は必要ないか、定期的に確認しながら評価していきます。

#### 5 本人や家族への心の支援（納得と安心の繋がり）

- ① 入居後の経過で生じる様々な変化に対し、家族への定期・随時の報告と、その過程に於ける専門的な説明・助言を関係職種との協働によって、適切に示していきます。

#### 6 重度化対応を担う特養としての機能を高める（地域支援）

- ① 様々な課題を抱える在宅生活に於いて、入居待機者の現状把握と、そこに準じた所で受け入れ能力を高めながら、包括的・柔軟性あるサービス提供によって地域を支えています。（誰もが頼れる存在で在り続ける）

## 介護計画課（機能維持・回復訓練）

（従来型・地域密着型）

事業方針 「自立と自律へ向き合う」

人の手を必要とする生活へと変わると、必然的に意欲が低下してしまう心理に対し、今出来る事を見極め、生活動作や意思決定へ反映させながら一つひとつを自己実現へ繋げていきます。

その過程の積み重ねによって高まった意欲が、本人にとって一番良かったと感じる時代の歩みを思い出せるきっかけとなり、納得のいく価値観で暮らしが整う事を願っております。

事業内容

#### 1 今出来る動作に喜びと自信を高める（個別機能訓練）

- ① 毎日の生活で普通に出来ている動作でも、努力された成果である気持ちで関わりながら、自信に繋がる助言・評価を続けていきます。
- ② 本人が不自由や苦痛に思われる症状に対し、直接的な手技や物理療法、医療との関わり合いによって緩和を図っていきます。

#### 2 潜在能力を引き出す関わり合い（動きだしのきっかけ）

- ① 人生の歩みが想起出来るコミュニケーションを続け、その過程から身体を動かす目的意識を明確にしていきます。（自然に動きたいと思う心理へ）
- ② 結果を焦らず本人が周囲の状況を理解し、動作へ移行出来る過程を待ちながら、広い視野で見方を変え、経過を確認していきます。
- ③ 目標を大きく捉えず、わずかでも新たに出来た喜び、出来そうな動作への積極的なアプローチを大切にしていきます。

- ④ 動き出したくなる住環境として、本人にとって良き印象となる空間作りと、不便に感じられる動きが補える家具・介護用品を整えていきます。

### 3 自立・自律から生まれる実現への支援（計画立案・経過確認・評価）

- ① 自分の意思で起こす行動によって何かを実現させたい、あるいは自分で出来なくても何とか実現させたいといった目標を人生の歩みの中で位置付け、機能維持・回復訓練に対する目的意識を高めていきます。実施に於いては方向性を明らかにする為、定められた実務によって効果的な支援を継続させて頂きます。

### 4 自宅・地域との関わりが継続出来る支援

- ① 日頃から自宅や地域との関わり合いを意識する事で、開放的な気持ちで心身へ働き掛け、施設から出る生活が普通で在り続ける過程を支援していきます。

### 5 楽しみや喜びが高まる作業療法へのアプローチ

- ① 入居されるまでの人生の歩みで楽しまれてきた娯楽、暮らしに必要な衣食住に対する働き、四季が感じられる創作活動等を暮らしに取り入れ、心から喜び合える関わりの中で最高の笑顔を引き出していきます。

## 医務・看護課

### 基本方針

御利用者様の心に寄り添って最晩年の暮らしが輝きを増すよう一人ひとりの生き方を肯定的に支援します。

健やかで快適な生活をして頂くため他職種とも連携を図り日常生活の中から状態の変化を的確に捉え、疾病の早期発見・早期対応に努めます。

### 事業方針

「快適な暮らしの提供」

### 事業内容

#### 1. 医療機関との連携

##### ① 連携・窓口体制の構築

協力医療機関からの連絡・調整・情報交換を行い、適切な医療ケアを目指していきます。

##### ② 入退院・受診の円滑化

1日の業務確認と業務整理をおこないながら迅速に対応し、時間短縮を図ります。

## 2. 他職種の情報共有

### ① 学習会の開催・マニュアル作成

職員を対象とした福祉医療の技術、知識を高めるための研修、また、ご利用者様の体調変化や急変時の対応を適切に実施するためマニュアルを作成します。

### ② 他職種との連携協議

報・連・相を大切に他職種と連携しご利用者様が日々安全安楽に過ごす事が出来る様支援します。

その中で、医療的知識や処置・行為についても他職種への説明・助言を行います。

## 3. 課としての運営

### ① 看護課での業務分担・効率化

各部署の看護業務、人員配置の観点から適切な業務の分担と役割の効率化を図ります。

### ② 情報共有の円滑化

情報の共有を図り業務が円滑に進むよう取り組みます。

## 4. ご利用者様の健康管理と安全

### ① ご利用者様の健康診断を年1回実施します。

また各種予防接種を御本人または家族の同意のもと行い健康の増進に努めます。

### ② 集団生活の場である事から、感染症が流行する可能性があり、その対策として日常生活の中で環境整備や換気を充分行い手洗いの徹底・うがいの励行等心がけ感染予防対策を行います。

## 従来型介護支援課

### 基本方針 「その人らしい生活の継続」

私たちは日々生活している中で、疾病や障害により通常出来ていたことが出来なくなるこれは高齢者に限られたことではなく、誰にでも起こる。そこで、生活の延長線上で出来なくなった事を時には道具を遣ったり、時間を変えたりで出来ることがある。このように私たちが、生活ということに着目し、支援すれば、ご利用者様の喜びに変わる。

### 事業方針 「出来る事の支援」(従来型)

### 事業内容

#### 1. 生活面での支援

##### ① ケアマネジメント体制の確立

○ ケアプランに沿った生活支援を行います。

##### ② 食べることの支援

- 歯科医師及び歯科衛生士の助言のもと、口腔リハビリと口腔ケアを実施します。
- 食前に嚙下体操 DVD を視聴していただき嚙下体操を実施します。
- ③ 個々に応じた生活や活動の支援（ユニット的支援）
  - 入居者様一人ひとりに合った1日の過ごし方をアセスメントし、本人様が望む最適な生活の在り方を考えて行きます。
  - ユニットの視点を取り入れていきます。
  - 本人様の要望に沿った排泄や入浴の支援を行います。
  - 日中の活動量を増やし、生活の中のリズムを整えていきます。
  - 昼夜のメリハリをつけ夜間の安眠につなげていきます。

## 2. 生活動作の支援

- ① 日常生活動作（できること）の専門的支援
  - 訓練指導員の助言のもとに、生活リハビリ担当職員が中心となり、能力に応じた個別メニューを検討行い、無理なく実践し、出来ない所のみを支援し日常生活動作の維持を図ります。
  - 「動き出しは当事者から」の観点で、本人様の些細な意思表示に気付き、自ら動ける喜びへつなげていけるよう支援します。
  - 遊びの中から出来ることを見つけ、日常生活動作につなげられる様に支援します。
- ② 疼痛の緩和、軽減
  - 日々の観察や、本人の訴えから疼痛の程度を把握し、疼痛の緩和、軽減を図ります。
- ③ 福祉用具の活用
  - 生活動作補助のため福祉用具を活用します。また介護者、又は、本人様の介護に対する負担・不安の軽減を図る為の福祉用具の検討します
- ④ 事故防止対策
  - ハード面では安心・安全な環境作りを行います。ソフト面ではケアの統一化を図り、介助時の事故防止に努めます。
  - ケアの統一では24Hシートを活用しながら、確認しケアの統一を図ります。

## 3. メンタルヘルスケアの充実

- ① 交流の充実（家族・地域・誕生日・外出）
  - ホールや介護スペースのレイアウトや席への配慮を行い、交流が図りやすい環境作りを行います。また、家族や地域との交流の場に積極的に参加します。
  - レクリエーションメニューを作成し、定期的実施し支援行う。
  - 遊びを取り入れた遊びリテーションの実施。
- ② 医療との連携
  - 日々の健康情報を共有し、医療と介護の連携のもと、安心した生活が送れるように支援します。
  - 入院が長期化するケースについては、医療機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応します。

4. 支援能力の向上
  - ① 介護技術の向上
    - 介護技術向上を目的とした講習会を開催します。
  - ② 内・外部研修の実施
    - ユニットケアの基礎知識習得を中心に、ニーズに沿った職場内研修会を計画し開催します。
  - ③ 勤務時間の効率化（日勤・夜勤）
    - 業務の効率化や負担軽減のため、最適な勤務時間・形態を調整行います。
  
5. 重度化対応
  - (ア) 在宅介護の要となる施設サービスの基盤作り
    - 在宅介護に於ける様々な困難事例を受け入れながら、その過程によって重度化対応能力を高めていきます。
    - 地域の皆様から頼りにされる新和苑であり続けます。

## ショートステイ（短期入所生活介護）

### 基本方針 「在宅生活の継続の実現」

ショートステイは在宅での生活が困難になった時に、一時的に短期間、施設に入居して、施設入居者と同じようなサービスを受け、再び在宅での生活に結び付けていく事業であり、まさしく、介護者から見るとリフレッシュできる「エネルギー源」であり、在宅サービスを支える大きな柱となっています。ご家族の急病や虐待等による、緊急ショートステイも、可能な限り受け入れるよう調整行い、地域ニーズに対応していく。

### 事業方針 「連続性のあるサービスの構築」

### 事業内容

1. 安心できるサービスの充実
  - ① 入居者様の心身状態の把握
    - 入居前に居宅介護支援事業所などの関係機関から必要な情報（基本情報、心身機能、介護量、問題行動、医療的管理等）を収集し、受入体制を整えます。
  - ② 在宅環境にあった支援
    - 在宅に戻っても入居前の生活が継続出来るように、身体の維持、健康状態の維持を目的として支援を行います。
  - ③ 医療との連携
    - 日々の心身の状況の確認を行い、環境の変化に伴う体調の変動に備え看護職員と情報を共有し健康管理を行います。
    - 健康状態に異変があった場合は、家族・かかりつけ病院と連携を図ります。
2. 活動的な生活への支援
  - ① 日常生活の中で機能維持のため在宅で行っている動作や行為など継続して行える

- ように支援します
- ② ショートステイ利用中、参加可能な特養での催し物などあった際は参加支援を行います。
3. 職員体制の充実
- ① 情報伝達の強化
    - ショートステイ職員と施設職員間での申し送り簿作成と夜勤者への伝達を徹底し、迅速に対応します。
    - 送迎、入浴、食事、排泄、活動支援において応援派遣が出来るように施設と連携や協力をします。
  - ② 内・外部研修の実施
    - 個人研修計画書を作成し、目標指向型の研修実施を出来る様にします。
    - 外部研修派遣要請があった場合、個々の研修計画書の課題と突き合わせて必要な職員を推薦します。
  - ③ 馴染みの関係の構築（職員固定）
    - 職員を固定し、入居様が安心して頼れる関係を作ります。
4. 緊急時受入れの対応
- ① 一時的避難所としての施設開放
    - 地震や風水害などの自然災害、一時的な避難所として居室や食事などの提供を行います。
  - ② 関係諸団体との連携
    - 自治会、民生委員、医療機関、居宅サービス事業者、行政等と連携しネットワークを作ります。
  - ③ 広報活動
    - インターネットや広報誌によりショートステイの役割を伝える機会を作ります。

## 地域密着型 介護支援課

### 基本方針

「その人らしさ」「寄り添う心」を大切に」

私たち人間は、生まれた環境・育った環境・好み等一人ひとり違います。その方の話を聴き、その方に寄り添い、その方の事を理解し、寄り添いを大切にお手伝いさせていただきます。

### 事業方針

「入居者様の暮らしのお手伝い」

### 事業内容

1 その人らしく生活できる環境の場の提供

- ① ゆっくり、入居者様との関係を大切にします  
入居者様へ寄り添い、入居者様のペースで、何でも話しやすい、動きやすいよう、入居者様との関係を大切にします。

- ② 心の声を聴きます  
入居者様の言葉に出にくい思い、繊細なところにも気をつけ、安心して暮して頂けるよう心掛けます。
- ③ 家庭と連動した生活雰囲気を目指します  
入居者様やご家族様の意向に反映した安心・安全な環境作りを行います。

## 2 家族単位の支援

- ① 面会支援  
ご家族様や親類・知人の方の訪問時ゆっくり過ごしていただけるよう、おもてなしを工夫します。
- ② 自立支援  
「動き出しは当事者から」の学びを活かし、入居者様が動き出しやすい声かけ、目線、でお手伝いを必要とされることのお手伝いをします。

## 3 個別ケアに対する知識習得

- ① 時間の活用  
入居者様の1日の過ごし方を、24Hシートを活用し、その方にあった暮らしのリズムで、お手伝いします。

## 4 地域とのふれあい

地域行事、ドライブ等で、地域に出て行き、地域の方と触れ合い、地域性・地域柄等を感じていただく。

## 栄養管理課

**【基本方針】** 「誰のために・何のためにかを常に意識し、安心・安全な介護食の提供」  
食事は単なる生命の糧や健康の保持ばかりでなく、ご利用 様一人ひとりの生活を尊重し、その人らしい暮らしの継続を支援します。  
また、ご利用者様の尊い生命を預かっていることを自覚し、常に衛生管理の徹底に努めます。

**【事業方針】** 「懐石の心を持った食事の提供」

**【事業内容】**

- 1. 調理法の統一
  - ① 厨房内で調理法の検討会を行います。(1回/月)
  - ② 療養食の把握に努めます。
- 2. 安心、安全な食事の提供
  - ① HACCP の概念に基づき衛生的かつ効率的な業務運営
  - ② 大量調理施設マニュアルに則った衛生管理の実施を行います。
- 3. コミュニケーションの充実

- ①昼食時のラウンドを実施します。
- 4. 楽しみある、介護食の提供
  - ①「セレクトメニュー」を実施します。(行事月や年末年始以外)
  - ②「喫茶の日」を実施します。(1回/2月)
  - ③歳時記に合わせた行事食の提供を行います。
- 5. 地域に開かれたサービスの提供
  - ①配食サービスの提供を行います。
  - ②食事、栄養相談を行います。
- ④「食」に関する情報の提供に努めます。(広報誌・HP)

## デイサービスセンター たんぽぽ

基本方針 「在宅生活を継続し、自立に向けた支援」

社会保障制度や介護保険制度の見直しにより、昨年度より変更の地域密着型通所介護サービスと共に平成29年4月より介護予防通所介護が総合事業開始となり、通所型自立支援サービスと名称が変わります。しかし、内容や料金等の変更はありませんので、これまでどおり、利用者様が住み慣れた自宅で、ご家族や地域とのかかわりを持ちながら生活が継続出来る様、自立に向けた活動やケアを提供し、笑顔で過ごす事が出来る様支援しなければなりません。また、年2回の運営推進委員会を開催し、地域の皆様からの御意見を基にサービス内容の充実を図っていく。

事業方針 「心身の機能訓練で笑顔の生活」

### 事業内容 1 自立支援を目指した介護予防

- ① 高齢者がとじこもりにならないように、地域との交流の場を提供して行きます。
- ② 利用者様の自己決定と選択を尊重した目標を持って、生活機能向上や介護予防のために訓練を実施して行きます。
- ③ 認知症予防する脳トレや作業療法、音楽療法、体力づくりをして行きます。

### 2 安心した暮らしの支援

- ① ご利用者様の心身状態を把握し、必要に応じ早期の対応を 行っていきます。
- ② ご利用者様や居宅支援事業所、医療、福祉サービスとの連携を図ります。
- ③ 通所介護計画書を作成・評価し、ケース会議より個々に合った支援を実施します。
- ④ 制度改革に伴い、変化する介護情報の発信を行います。

### 3 職員の能力向上

- ① 認知症高齢者や重度者も受け入れ出来るよう職員能力向上の研修会参加や部署内研修を実施します。
- ② ご利用者様及びご家族様に対して、笑顔で挨拶や周りへの気遣いを心がけます。
- ③ 日々の申し送りを密にし、情報共有して援助にいかし細かい部分での記録も充実させます。
- ④ 非常災害時の対応として、防災マニュアルに沿って設備の点検や避難経路を確認し、避難訓練をご利用者様も参加し実施します。

### 4 運営推進会議の実施

- ① 会議の中での要望・助言等をケアに取り入れていく。

## グループホームしんわ

### 基本方針 「自宅で過ごされるような居心地の良さの追及」

グループホームしんわの基本理念である「ゆっくり・一緒に・楽しく」を念頭に、入居者様が住み慣れた「自宅で過ごされるような居心地の良さ」を追求し、入居者様が過ごしやすい環境を整え、真心を込めた介護の提供、入居者様一人一人の想いを実現できるように努めます。入居者様の毎日の生活がゆっくり、地域の方や御家族、職員と一緒に、楽しく過ごして頂けるように支援していきます。

### 事業方針 「その人にしかできない暮らしのお手伝い」

#### 事業内容 1 主体性を尊重したサービス提供

- ①入居者様の想いをくみ取り、気づきを築く
  - ・入居者様を深く知り、小さな意思表示でも行動につなげられるよう、職員のスキルアップを図ります。
  - ・定期的に「気づきを築く」の考え方や実践方法を学ぶため、研修参加や部署研修を行ないます。
- ②適切な接遇対応
  - ・丁寧な言葉遣いと態度で接します。（入居者様、御家族様、来客者、職員間）方言のイントネーションに気を付けて強い言葉にならないように心がけます。
- ③認知症状態に応じた専門的ケアの実施
  - ・定期的に認知症状の状態確認を行ない、入居者様に応じた認知症の進行防止及び改善を図ります。
- ④安全管理の徹底
  - ・ヒヤリはっと及び事故の検証を行い再発防止に努めます。
  - ・感染症対策（インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒等の予防と発生時に

おける対応の整備)

- ・健康管理の実施（看護職員による健康管理・新和病院担当医師による往診実施）

#### ⑤チームケアの実施

- ・グループホーム会議開催を通し、職員全体において情報の共有化と統一したケアの実施を行ないます。
- ・職種間、他部署と連携をとり、心身の状態に応じたケアを実施します。

#### ⑥サービス支援

- ・入居者様及び御家族様のニーズに沿ったサービス計画書の作成、計画書に基づいたサービスを実施します。

#### ⑦余暇活動の充実

- ・外出やレクリエーションなどを定期的に開催します。
- ・掃除や洗濯、調理などの家事における、入居者様一人一人に合った役割を担って頂きます。

#### ⑧職員のスキルアップ

- ・認知症ケアに関する施設内研修の実施及び外部研修への参加を行ないます。
- ・人事考課及び定期的な面談を実施します。

## 2 自立支援に向けた取り組み

- ①入居者様の一人一人の状態に応じて、食事、排泄、清潔保持、活動などを中心とした生活支援を行ないます。

## 3 家族との関り

- ①御家族が気軽に相談できるような関係を維持し、面会に来やすい環境を整えます。また、行事等に対し呼びかけを行い交流の機会を多く持ちます。
- ②定期的に入居者様の状態及びサービス提供状況の報告、サービス方針の相談を行ないます。

## 4 地域との連携

- ①運営推進会議を2ヶ月に1回開催し、地域への情報の開示および情報交換を行ないます。
- ②地域交流や社会資源の活用を通し、地域を基盤とした生活が継続できるよう支援します。

## 5 防災対策

### ①計画的な防災訓練の実施

- ・グループホームしんわ部署内で月1回を目標に実施し、各種災害等に備えます。
- ・消防署立ち会いのもと、法人内施設における総合訓練に年1回以上参加します。
- ・緊急時に備え、緊急対応マニュアルを作成し、これを理解・習得する事で人命保護を最優先に行動できるよう努めます。

### ②防災設備等の点検管理

- ・出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災自主点検の日と定めて防災設備等の

点検管理を行い、不備・欠陥のないよう安全の確保に努めます。

## 居宅介護支援センター新和苑

**基本方針** 「個人の尊厳を保持し、住み慣れた地域での自立した生活の支援」  
ご利用者様、ご家族の思いを大切にして住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように支援します。

**事業方針** 「地域の中でその人らしい生活の継続を支援する」

- 事業内容**
- 1 信頼される支援事業所
    - ・誰もが気軽に相談できる事業所としての雰囲気作りをし、相談の内容に応じて、迅速、適切な対応をし、頼られる事業所として支援していきます。
  - 2 地域の中での自立した生活継続のための提案と支援
    - ・ご利用者様の自己決定と選択を重視し、住み慣れた地域や居宅で、自立した生活ができるように支援します。また、サービスや支援の内容についてもわかりやすく説明し提案します。
    - ・多職種やサービス事業者との連携、居宅の訪問、面会によりモニタリングを強化し、状態の変化に対応した支援をしていきます。
    - ・天草市でも日常生活総合事業も開始となるため、該当されるご利用者様にも支援していき、介護予防の観点をさらに重視して取り組みます。
    - ・日頃からの地域とのネットワーク作りを図り、サービスの提供にも反映できるように努めます。
  - 3 サービスの自己点検と資質の向上
    - ・サービスの提供について継続的に自己点検し、改善していきます。
    - ・内外的な研修会への参加や、介護保険の今後の動向にも敏感に情報収集し、専門職としての資質の向上に努めます。

## 生計困難者に対する相談支援事業

**基本方針** 社会福祉法人として目に見える公益活動を行う  
第二種社会福祉事業として「生計困難者に対する相談支援事業」を実施します。これは社会福祉法人として目に見える形で公益事業を実施するものです。

**事業方針** 「関係機関と連携し、迅速で適正な支援を行う」  
地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関と連携を充分行い、相談活動を行う中で、その方の心理的不安の軽減を図り必要な制度やサービスに繋いでいきます。また、

生活保護等では即応できない方で困窮により生活用品や社会的サービスの利用が阻害されている方へは、その費用の全部または一部を現物により支給する経済的援助を行います。

## 事業内容

### 1. コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに総合生活相談活動

生計困難者レスキュー事業を実施するために、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努めます。

### 2. 経済的援助

相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断したコミュニティソーシャルワーカーは、相談内容の資料を作成し、施設長に報告します。施設長はコミュニティソーシャルワーカーからの報告に基づき経済的援助の可否を決定します。

### 3. 研修への参加

コミュニティソーシャルワーカーは、相談援助技術の向上を目的として各種研修会に参加します。